



年末年始に伴う
衛生業務

ごみ収集

12月28日(月)	可燃ごみ(県道北側)
29日(火)	可燃ごみ(県道南側)
30日(水)	プラスチックごみ(町内全域)
31日(木)	収集休み
1月3日(日)	可燃ごみ(県道北側)
4日(月)	可燃ごみ(県道北側)

※1月4日(月)以降は通常の収集となります。

し尿くみ取り・浄化槽清掃

各業者にお問い合わせください。

業者名	電話番号
三協商事(株)	(442)3091
エコ環境(株)	0567(26)3956
(有)大政	0567(25)7374

問い合わせ先

役場 衛生課
内線124・137

資源・不燃ごみ
年末特別収集

昨年引き続き、年末の資源・不燃ごみの特別収集を実施します。

日時

12月26日(土)

午前9時～正午

場所

※雨天決行

役場前駐車場

収集品目

- ・衣類
- ・ビン類
- ・缶類(アルミ缶・スチール缶・スプレー缶)
- ・ペットボトル
- ・ライター・電池
- ・不燃ごみ
- ・紙類(新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・雑古紙)
- ・可燃・プラスチック・粗大ごみは収集しません。

問い合わせ先

役場 衛生課
内線124・137



スポーツセンター
臨時休館等について

臨時休館日

12月5日(土)

※愛知駅伝開催のため

問い合わせ先

スポーツセンター

☎(443)7077

私立高等学校

授業料補助

本町では、私立高等学校に通学されるお子さんをお持ちの保護者の方の負担を少しでも軽くするため、授業料の一部を補助する制度を実施しています。補助を希望される方は、次の要領により申請してください。

対象者

- ・県内および県外の私立高等学校の全日制課程もしくは定時制課程または専修学校の高等課程に在籍する生徒の保護者で次の要件に該当する方
- ・町内に住所を有する方
- ・本年度町民税の課税総所得金額が410万円を超えない方
- ・本年度の授業料の納付を免除されていない方

補助金の額

年額9000円

※3月末に金融機関の口座に振り込みます。

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・預金通帳
- (ゆうちょ銀行は除く)
- ・愛知県私立高等学校授業料軽減制度の適用を受けている方は、「軽減決定通知書」を提示してください。なお、適用を受けていない方は、在学証明書(平成21年10月1日以降に交付されたもの)および所得証明書を提出してください。

提出期限

12月11日(金)

注意事項

申請書提出後、次のいずれかに該当する場合は、速やかに学校教育課までお申し出ください。

- ・私立高等学校を休学、転学または退学されたとき
- ・住所を異動されたとき

申請・問い合わせ先

役場 学校教育課
内線187

児童生徒の保護者の方へ
平成22年度就学援助

本町では、経済的な理由によりお子さんを町立の小・中学校へ就学させるのに困難の保護者の方に、給食費や学用品費など学校生活に必要な費用の一部を援助する事業を行っています。援助を希望される方は、次の事項を参考に申請の手続きをしてください。

対象者

- ・現在生活保護を受けている方(修学旅行費のみ)
- ・生活保護が停止または廃止された方
- ・町民税が非課税または減免された方
- ・国民年金の保険料が免除された方
- ・国民健康保険税の減免を受けた方
- ・児童扶養手当が支給された方(児童手当・遺児手当・特別児童扶養手当は該当しません)
- ・個人事業税の減免を受けた方
- ・固定資産税の減免を受けた方(家屋新築等による固定資産税の軽減措置等は該当しません)
- ・特別な事情により著しく生活

活が困窮している家庭

対象経費

- ・学校給食費
- ・学用品・通学用品費
- ・校外活動費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・修学旅行費

申請方法等

詳しくは、学校より配布されるお知らせをご覧ください。
(2月中旬配布予定)

問い合わせ先

役場 学校教育課
内線 187

海部地区急病診療所

平日夜間診療開始

平日の午後8時30分から11時までの夜間診療が、10月1日(木)から海部地区急病診療所で開始されました。この平日夜間診療は、津島・海部両医師会の協力により運営されています。

突然の高熱や咳、新型インフルエンザの感染が疑われる場合など、お困りの場合に受診してください。

なお、急病診療所に対応できない場合は、第2次救急病院などを紹介します。

海部地区急病診療所

津島市荻原町字郷西37

☎0567(25)5210

受付時間

- ・平日夜間診療
(月～金曜日)

午後8時30分～11時

- ・休日診療
(土曜日)

午後6時～8時30分

(日曜・祝日)

午前9時～11時30分

午後1時～4時30分

午後6時～8時30分

津島地区休日急病診療所

津島市藤浪町4-14

☎0567(24)3611

受付時間

- ・休日診療(日曜・祝日)

午前8時30分～11時30分

午後1時～4時30分

大治町公共下水道事業計画の変更に関する縦覧について

大治町公共下水道事業計画の変更に関する縦覧を次のとおり行います。なお、事業計画の変更に見解のある方は、12月21日(月)までに町に対し意見書を提出することができます。

縦覧期間

12月7日(月)～21日(月)

※土日を除く

時間

午前8時30分～午後5時30分

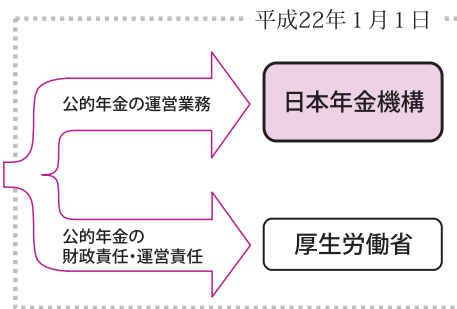
縦覧場所・問い合わせ先

役場 下水道課

内線 155・164

**平成22年1月
日本年金機構がスタート**

●社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします



国民の皆さんの信頼にこたえ、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金

機構」として生まれ変わります。

現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

問い合わせ先

中村社会保険事務所
☎(451)3485

日本脳炎予防接種

●日本脳炎ワクチンの積極的勧奨差し控えについて

平成17年5月30日、厚生労働省は都道府県に対し、定期予防接種として日本脳炎ワクチンの積極的な勧奨を差し控えるよう勧告しました。現行のワクチンの使用と重症のADEMとの因果関係があるとの判断が下されたことにより、より慎重を期するため、このような措置が取られました。

***ADEM
(急性散在性脳脊髄炎)**

ある種のウイルスの感染後あるいはワクチン接種後に、まれに発生する脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により完全に回復する例が多く、良性の疾患とされています。

●新しい日本脳炎ワクチンについて

平成21年6月初旬から、Vero細胞(アフリカミドリザル腎臓由来株化細胞)を使用して製造する乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの発売が開始されました。なお、第2期の接種における有効性および安全性は確立していないとされていることから、現在、定期の第1期予防接種のみに使用するワクチンとして位置付けられています。第2期として使用が可能なワクチンは従来のマウス脳由来のワクチンになります。

なお、現在第1期、第2期ともに日本脳炎予防接種(従来のワクチン・新ワクチン)は積極的勧奨をしていません。

●日本脳炎ワクチンの接種について

定期の予防接種の対象者のうち、日本脳炎の流行地域へ渡航する方、蚊に刺されやすい地域や環境にある方など、日本脳炎に感染する恐れが高い場合などで本人や保護者が特に希望する場合には、日本脳炎ワクチンの接種を受けることができます。

●定期接種の年齢を
過ぎてしまった場合

定期接種の対象年齢を過ぎてしまっている方は、現段階においては定期の予防接種としては取り扱えません。ただし、ワクチンの供給量等を考慮したうえで、平成22年度以降ある一定の期間、経過措置として実施していくことについて現在検討されています。

●規定の回数

受け方(合計4回)		対象
1 期初回	6～28日間隔で2回	生後36～90カ月未満
1 期追加	1 期初回(2回)終了後、翌年に1回	
2 期	1 回	9歳以上13歳未満

問い合わせ先

保健センター健康館すこやか
おはる

☎(444)2714

協定保養所の
利用を助成します

愛知県後期高齢者医療制度被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定

保養所に宿泊する場合に助成します。

助成金額

一人1泊1000円

※平成22年3月31日宿泊分まで、全保養所合わせて4泊まで利用できます。

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568(67)3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島	0594(42)3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562(82)0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531(35)1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533(68)4696
豊田市	豊田市 百年草	0565(62)0100

利用方法

直接保養所へ申し込んでください。その際「愛知県後期高齢者医療制度被保険者」である旨を伝えてください。

宿泊当日、利用される保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証を提示し利用カードの交付を受けてください。精算時に通常料金に対し1000円を助成します。

問い合わせ先

愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課

☎(955)1205

平成22年4月1日
改正労働基準法を施行

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とする「改正労働基準法」が平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日から施行されます。改正の主なポイントは次のとおりですので、内容をご理解いただき適切な管理をお願いします。

①1カ月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げられます。

※中小企業は、当分の間適用が猶予されます。

事業場で労使協定すれば、右記による引き上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%)に割増賃金に代えて、有給の休暇を付与することができま

②割増賃金引き上げなどの努力義務が課せられます。

(企業規模にかかわらず適用されます)

特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること、その割増賃金率は25%を超える

率とするように努めること

になります。また、時間外労働をできる限り短くするよう努めることが必要になります。

③事業場で労使協定すれば、年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。(企業規模にかかわらず適用されます)

厚生労働省・愛知労働局・労働基準監督署では、同法の円滑な施行に向け、法律の内容を分かりやすく示したパンフレットを作成し、さまざまな機会をとらえ同法の周知に努めていくとしています。

問い合わせ先

愛知労働局労働基準部
監督課

☎(972)0253

津島労働基準監督署

☎0567(26)4155

一人でも雇ったら
入る労働保険

社員、従業員、アルバイトなど一人でも雇っている会社は、すぐに労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労働者の方々が不慮の業務上災害・通勤災害を被った場合、失業した場合、高年齢者で賃金が低下した状態で継続して働いている場合、育児・介護により休業している場合および自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に給付を受けることができ

る制度であり、また、事業主の皆さんにも各種助成金の対象となる制度です。

労働保険の諸手続きについては、労働保険事務組合や社会保険労務士を活用することもできます。

まだ、加入手続きをとられていない事業主の皆さんは、速やかに加入手続きをしてください。

問い合わせ先

津島労働基準監督署
☎0567(26)4155

津島公共職業安定所

☎0567(26)3158

愛知県最低賃金の改正

愛知県最低賃金は、10月11日から時間額732円に改正されました。

なお、愛知県の産業別最低賃金(7業種)については、現在改正等のため調査審議中です。今後の改正状況に注意してください。

問い合わせ先

津島労働基準監督署
☎0567(26)4155

公立尾陽病院に寄付金

後藤寛蔵様(甚目寺町新居屋)から10月14日に500万円の寄付金をいただきました。寄付金は病院事業で有効に使わせていただきます。



始めてみませんか?介護予防
高齢者栄養改善相談

高齢者の方の栄養改善を目的に、一人ひとりの身体状況

に合わせた栄養相談を行います。元気で健康に生活するためのポイントを管理栄養士と一緒に考えましょう。

内容

- ・管理栄養士による栄養相談
- ・調理の工夫等のアドバイス

対象者

65歳以上の方

場所

保健センター健康館すこやか

管理栄養士

宮井好美氏

参加費

無料

相談日

12月15日(火)

相談時間

午前9時から正午までのうち、一人1時間程度

申込方法

ご希望の方は相談日の一週間前までに予約してください。

※現在治療中の方は、事前に医師に相談のうえ、食事の注意事項等の確認をしてください。

申込・問い合わせ先

役場 民生課

内線168

12月4～10日は

第61回人権週間です

みんなで築こう人権の世紀

考えよう相手の気持ち

育てよう思いやりの心

育てよう思いやりの心

育てよう思いやりの心

育てよう思いやりの心

育てよう思いやりの心

育てよう思いやりの心

育てよう思いやりの心

記帳事務の相談は、商工会へ
償却資産の計算について

テーマにかかわらず、新しく記帳を始める方、記帳についてお悩みの方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

さらに、消費税の課税事業者になる方、白色申告から青色申告へ変更をご検討の方などのご相談もお受けします。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もお気軽にお出掛けください。

人権週間の主な行事

12月10日(木)

名鉄百貨店メンズ館2階

(医療コーナー横)研修室

午前10時～午後4時

人権相談

子どもの人権相談

女性のための人権相談

外国人のための人権相談

問い合わせ先

名古屋法務局 人権擁護部

☎(952)8111



海部地方防災リーダー
養成講座

近年、ゲリラ豪雨と呼ばれる大雨による局地的豪雨など、さまざまな自然災害が全国各地で発生しています。また、この地域では東海地震・東南海地震などの大地震がいつ起きてもおかしくないととも言われ、実際に地震が起きた場合には甚大な被害が発生すると予測されています。

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

しかし、実際に大きな災害

が起きたとしても、一人ひとりが防災に関する知識や技術を身に付け、何らかの対策を講じていれば少しでも被害を小さくできます。

防災活動やボランティアに興味のある方など、多くの方のご参加をお待ちしています。

講座日程等

1日目：平成22年1月31日(日)	時 間	2日目：平成22年2月14日(日)	時 間
オリエンテーション ～防災対策と自主防災組織の役割～ 講師：富士常葉大学 客員教授 井野 盛夫 教授	午前9時30分 ～正午	AED講習 ～自動対外式除細動器の使用法～ 講師：海部東部消防組合	午前9時30分 ～12時30分
災害図上演習(DIG) 講師：あいち防災リーダー会 海部ブロック	午後1時 ～4時30分	自主防災組織活性化演習 講師：あいち防災リーダー会 海部ブロック	午後1時30分 ～4時30分



対象者

- ・満18歳以上の方
- ・津島市、愛西市、弥富市、海部郡に在住の方

・講座受講後も防災活動に意欲の持てる方

定員

40名程度

※定員に達した場合は、応募を締め切る場合があります。

受講料

無料

申込期限

12月18日(金)

会場

甚目寺町中央公民館 2階
☎(444)1621

申込・問い合わせ先

役場 総務課

内線151

※受講決定者の発表は「決定通知書」の発送をもって代えさせていただきます。

海部地方防災ボランティアコーディネーター養成講座

東海・東南海・南海地震が発生した場合、私たちが住む海部地方にもその被害は甚大かつ広範囲に及ぶと予測されていますが、こうした大規模な災害からの復興にはボランティアの力が欠かせません。しかし、ボランティアがたくさん集まっても、被災者のニーズが適切に把握されなければ効果的な支援ができず特定の方や地域に固まってしまうことにもなりかねません。そこで、被災者に対するボランティアの援助をより効果的に行うため、阪神大震災以降、被災者の要望を取りまとめ、防災ボランティアに橋渡しをする「防災ボランティアコーディネーター」の存在が注目されています。多くの方の積極的なご参加をお待ちしています。

講座日程等

日程	時間	講座内容	講師
平成22年 1月30日(土)	午前9時30分 ～午後4時	開講式・オリエンテーション 海部地方の防災体制 ボランティア支援本部の役割1 コーディネーター役体験	NPO法人愛知県西部 防災ボランティア コーディネーター ネットワークの会等
2月6日(土)	午前9時30分 ～午後4時	コーディネーター役体験 ボランティア支援本部の役割2 ワークショップ(対面活動) 閉講式	

対象者

- ・満18歳以上の方
- ・津島市、愛西市、弥富市、海部郡に在住・在勤・在学の方
- ・講座受講後も防災活動に意欲の持てる方

定員

40名程度

※定員に達した場合は、応募を締め切る場合があります。

受講料

無料

会場

弥富市十四山スポーツセンター 第2アリーナ
☎0567(52)2110

申込期限

12月18日(金)

申込・問い合わせ先

役場 総務課

内線151

社会福祉協議会

☎(442)0990

※受講決定者の発表は「決定通知書」の発送をもって代えさせていただきます。

**県立名古屋高等技術専門学校
平成22年度生2年課程**

現在の若年者を取り巻く環境は、高い若年失業率、フリーターや無業者等、深刻な状況にあります。

県立名古屋高等技術専門学校では、能力開発訓練(訓練期間2年)の受講者を募集しています。

募集科目等

システム設計科 30名
(業務系ソフトウェアコー

ス・組込みソフトウェアコース)

建築デザイン科 20名

対象者

高等学校および大学卒業予定者を含む18歳からおおむね30歳までの方

募集期間

平成22年1月5日(火)
～2月12日(金)

選考日

平成22年2月19日(金)

経費等

年間授業料6万円(平成21年度現在)
その他、教科書等が必要で

す。

問い合わせ先

名古屋高等技術専門学校

名古屋市中区安井2丁目

☎(917)6711

☎http://www.pref.aichi.jp/syugyo/

koukyou/nagoya/bosyu.html





温水プール利用券の 払い戻し手続き

お買い求めいただきました温水プール利用券(回数券)の払い戻しを行っています。
お早めに温水プール利用券(回数券)と印鑑をご持参のうえ、スポーツセンターまでご来館いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

スポーツセンター
☎(443)7077

みんなで減らそう 無駄な医療費

年々増加傾向にあり、今後増えることが予想される医療費。

この医療費は、皆さんの納める保険税で賄われているため、医療費が増え続けると皆さんの保険税の負担増につながってしまいます。

大切な医療費を無駄遣いし

ないよう次の点に注意して、適切な受診を心掛けましょう。

- 日ごろから健康づくりを心掛けましょう。
- 定期的に健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けましょう。
- 自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

● 同じ病気で同時に2人も3人ものお医者さんにかかる重複受診・はしご受診や同一月に医療機関を頻繁に受診する多受診はやめましょう。

● 薬をむやみに欲しがらず、お医者さんの指示に従って適切な用量・用法で服用しましょう。

● 急病などのやむを得ない場合を除いて、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

問い合わせ先

役場 保険医療課
内線170

歳末たすけあい募金に ご協力ください

共同募金活動の一環として12月は「歳末たすけあい募金

月間」とし、皆さんからの募金をお願いします。

また、12月5日(土)の午前10時から正午の間、町内各店舗(ピアゴ、アオキスーパー、大治店・大治南店、スーパーマルケイ、スギヤマ薬品、スギ薬局)のご協力をいただき、街頭募金運動を行います。

募金運動にご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

大治町共同募金委員会
(社会福祉協議会内)
☎(442)0990

製造業者の方へ 工業統計調査に ご協力ください

平成21年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査の実施に当たっては、12月から平成22年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

問い合わせ先

役場 企画課
内線163



インフルエンザ予防で 大切なことをご存じですか？

ある介護施設で、歯科衛生士が高齢者に対して、ブラッシング指導や舌磨きを行い、歯やお口の汚れを取り除くといった口腔ケアを週に1回実施しました。その結果、インフルエンザ発症率が10分の1に激減しました。これは今年、NHKの「難問解決！ご近所の底力」や「ためしてガッテン」などでも取り上げられて大きな反響を呼びました。なぜ口腔ケアを実施したらインフルエンザウイルスが体の内に入ってしまうのか。インフルエンザウイルスが体の内に入ると増殖し、病気を引き起こすためには、まず気道の粘膜を通過しなければならぬのですが、粘膜にはタンパク質の覆いのようなものがあり、ウイルスが簡単にくっ付かないようにできています。ところが、ある酵素がそのタンパク質を破壊してしまい、ウイルスが入りやすい状態をつくると、そこで大増殖するわけです。この酵素(プロテアーゼ)というは、歯垢、歯石、舌苔(ぜったい)などから発生することが分かっています。そこで、口腔ケアにより口の中の細菌を減らしたところ、プロテアーゼ量の減少が確認されました。そしてインフルエンザの発症が抑えられたのです。正しい歯磨きで、歯垢をきちんと除去。舌は、専用の舌ブラシが古くなった歯ブラシなどで磨くことでインフルエンザ予防につながるのです。口腔ケアで快適な口腔環境を保つと共に、インフルエンザが予防できるなんて一石二鳥ですね。予防で大切なことは、「手洗い」「マスク」「うがい」そして「口腔ケア」です。